

# 非標本誤差 — サンプル台帳の 精度 — について

大 石 潔

(1967年4月受付)

On Non-Sampling Error  
— Accuracy of the Sampling List —

K. Ôishi

Generally, a sampling survey is accompanied with sampling and non-sampling errors. The error based on imperfection of the sampling list is one of the latter. The public opinion survey is often carried out in Tokyo, region of 23 wards, and then the voters' or the inhabitants' list (the resident cards) is put to use for sampling. So it is important to have a thorough knowledge of accuracy of such lists.

This paper is the results of our investigation how precise the voters' and the inhabitants list of Tokyo are, as a sampling list, through comparison between the two and the mail survey.

Ibaraki University, Faculty of Science

- § 1. 概 要
- § 2. 層別・サンプリング
- § 3. 互に他の台帳によって照合した結果
- § 4. 郵便調査
- § 5. サンプル台帳そのものの誤り
- § 6. 調査可能性
- § 7. 総括的考察
- § 8. 姓名・生年月日の誤り
- § 9. あとがき

## § 1. 概 要

一般にサンプリング調査において生起する誤差には、標本誤差と非標本誤差があり、非標本誤差としては、大別して

- i) 標本抽出に関連して生ずる誤差
- ii) field work に関連して生ずる誤差
- iii) 集計・推定などに関連して生ずる誤差

が考えられる。これらの誤差の中あるものは、綿密な且つ注意深い努力によって完全に排除できるし、あるいは可能な限り小さくすることができる。しかし、ここで問題にしようとしているような、サンプリングのための基礎となる台帳が、必ずしも調査対象を完全に表現していないために起る誤差のように容易に排除し得ないようなものもある。ある範囲に属する学生を対象とする調査とか、一企業内における社員を対象とする調査などの場合には、殆んど問題はないが、ある都市の市民とか、全国民を対象として実施する調査などの場合には、サンプリングは当然われわれの修正し得ない既成の台帳（選挙人名簿、住民票など）に基づいて行なわれるため、その台帳の不備から生ずる誤差を伴う。

ある台帳からサンプルを抽出して、観察または調査し、集計分析する場合、サンプリング以後の作業・操作を如何に慎重に行ない、統計理論に従って厳密に行なったとしても、サンプルを抽出する台帳が正確さを欠けば、得られる結論は信頼性が薄くなるであろう。いずれにしても、かような台帳の精度を知っておくことは有益であると思われる。

さて東京都 23 区民を対象としてしばしば面接調査が行なわれているが、多くの場合、選挙人名簿または住民票を基にしてサンプリングはなされている。したがって、これらの名簿がどの程度精確であるかを知っておく必要がある。このため、東京都 23 区民を対象として、まず選挙人名簿および住民票から独立にサンプルを抽出し、それらのサンプルが、それぞれ他の台帳に登録されているか否かを調べ、第二段階として郵便調査を行った。

ここで明らかにしようとしている諸点は

- i) 選挙人名簿そのものの精度 (住所に関連して)。
- ii) ある母集団 (ここでは、調査時点において東京都 23 区内に居住する満 20 才以上の日本人) を対象として、サンプリング調査を実施する場合、選挙人名簿をサンプリング台帳とすれば、それに登録されていないため、サンプリングの段階で既に無視される人口の割合。
- iii) 母集団の調査可能性 (ある時点において訪問調査可能 および 調査不能と認められる人口の割合)。
- iv) 選挙人名簿に記載された姓名・生年月日の誤謬の割合。
- v) その他

などである。なお、住民票についても同様な事柄を明らかにする。

これらの事柄を調べるために使用した基礎台帳は、昭和 31 年 9 月 15 日現在で調整された同年 12 月 20 日確定の基本選挙人名簿 (以下、単に選挙人名簿と呼ぶ)、および昭和 32 年 8 月現在の住民票である。

なお、以下述べることを理解するために、調査の経過を知っておく方が便利と思われるので、簡単に触れておく。それは次の通りである。

(昭和 32 年)	8 月 5 日	8 月 18 日	8 月 26 日	10 月 21 日	10 月 26 日	(昭和 33 年)	3 月 28 日	4 月 1 日	4 月 4 日	4 月 5 日	4 月 20 日	5 月 6 日	
	準備 層別・調査の企画・ 抽出)		サン プリ ング お よ び Check (I)	調 査 票 の 整 理 ・ 分 類	Check (II)	調 査 票 の 再 整 理 ・ 分 類	郵 便 調 査 の 準 備	メ ー ル 発 送 (I)		メ ー ル 返 送	返 送 メ ー ル の 整 理	メ ー ル 追 送 準 備	メ ー ル 発 送 (II)

(註) Check (I); 選挙人名簿および住民票から独立に抽出したサンプルについて、それぞれ他の台帳に登録の有無と登録事項を照合した。  
 Check (II); Check (I) の結果、該当者なし、所要事項の転写洩れおよび転写した内容に疑問のあるサンプルについて、再度 Check した。  
 メール発送 (I), (II) については §4. 参照。

## §2. 層別・サンプリング

§1. で述べたように、ここで問題にしているのは東京都 23 区選挙人名簿と住民票である。選挙人名簿を調べるためのサンプルについては、投票区を第一次抽出単位として、区部に属する各区をそれぞれ住宅地区・商業地区および工農地区 (以下簡単のため Z-地区・S-地区・K-地区と呼ぶ) に層別し、各層からそれぞれ一つの投票区を比例確率抽出法により抽出した。このようにして抽出された各投票区から、選挙人名簿の上で、それぞれ約 50 のサンプルを等間隔抽出法にしたがって抽出した。

住民票を調べるためのサンプルについては、町を第一次抽出単位に選び、これらの町を上述の投票区の層別に従属して、同様に各区を三種の地区に別け、各属からそれぞれ一つの町を比例確率法により抽出し、さらにこのようにして抽出された各町から、住民票の上で、それぞれ

約 50 のサンプルを抽出した。このとき、住民票は世帯単位で登録され、未成年者も含まれているから、住民票からのサンプリングにおいては、等間隔抽出法を適用するに当り、未成年者（詳しくは、昭和 11 年 12 月 21 日以降出生したものとした）が該当したときは、それをサンプルとしないという便方をとった。

かくして、選出された調査地点数およびサンプル数は次の通りである。

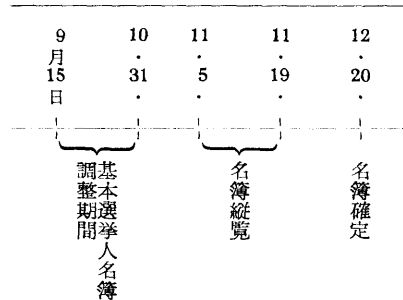
第 1 表 調査地点数とサンプル数

		Z-地区	S-地区	K-地区	計
地 点 数		20	7	21	48
サ ル ン プ 数	選挙人名簿	1083	375	1160	2618
	住 民 票	959	326	1025	2310

§ 3. 互に他の台帳によって照合した結果

サンプリング台帳として、選挙人名簿および住民票がどの位精確であるかを調べるために、先づ第一に、§ 1. のようにして選挙人名簿および住民票からそれぞれ独立に抽出したサンプルについて、選挙人名簿からのサンプル 2618 に関しては住民票により、また住民票からのサンプル 2310 に関しては選挙人名簿によって、居住の状態を調べた結果について述べる。それに先立って、選挙人名簿および住民票が作成される過程を考えてみる。

選挙人名簿は、選挙法に基づいて、毎年 9 月 15 日現在で調整され 12 月 20 日付で確定するものであって、その作成過程は右の通りである。この際、選挙管理委員会は、前年度の選挙人名簿や住民票を参考し、また独自の調査を行って一応名簿を作成し、これを住民に縦覧して、登録洩れを修正するような方法がとられる。しかも、基本選挙人名簿は一旦作成されると、選挙がない限り、次年度のものが作成されるまで一年間そのまま据え置かれる。もしある時期に選挙があるならば、基本選挙人名簿が確定してからその選挙前のある時点までに、転入あるいは成年に達し、選挙権取得の資格を充足した有権者に対して補充名簿が作成され、同時に転出死亡などにより選挙権を失ったものについて基本名簿の修正がなされる。これに対して、住民票は、住所の移動や死亡などの変動があった場合、その届出に従って随時訂正される。したがって選挙人名簿と住民票は、それぞれ独立に作成されるものと考える。



(1) 選挙人名簿について

選挙法によれば、選挙権取得の条件は

- (i) 基本選挙人名簿確定の期日（12月20日）において満 20 才に達していること。
- (ii) 9月15日現在により、その日まで引き続き3ヶ月以上その市町村の区域内に住所を有すること。

の 2 つである。そして、ここで対象としている東京都 23 区は、特別区として 1 つの行政単位（市・町あるいは村）と同様に扱われる。

したがって、われわれの調査のために選挙人名簿から抽出されたサンプルは、すべて上の 2 条件を満している筈である。すなわち、昭和 31 年 12 月 20 日において既に満 20 才に達し、かつ昭和 31 年 6 月 15 日以前から同年 9 月 15 日まで継続して東京都 23 区内に居住しているものである。これらの条件を規準にしサンプリング台帳としての観点を加味して、選挙人名簿から抽出したサンプル 2618 を地区別に分類すると、第 2 表のようになる。

第2表 選挙人名簿からのサンプルの分類

カテゴリー	地区			
	Z-地区	S-地区	K-地区	全区
① 完全	85.3	85.6	85.2	85.3
② 6.16~9.15転居	2.0	0.6	1.5	1.7
③ 9.16以後転出	7.0	7.1	7.0	7.0
④ 9.15以前転出	1.0	2.2	1.0	1.1
⑤ 9.16以後死亡	0.2	0.5	0.2	0.2
⑥ 9.16以後職消	1.8	1.9	1.8	1.8
⑦ 9.15以前職消	0.2	0.5	0.2	0.2
⑧ 資格なし	0.3	0.0	0.3	0.3
⑨ 該当者なし	2.1	1.7	2.8	2.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0
[サンプル数]	[1083]	[375]	[1160]	[2618]

第1表の分類における各カテゴリーの内容は、次の通りである。

① 完全；住民票の上で(\*)、昭和31年6月15日以前から引き続き選挙人名簿に記載されている住所に居住しているもの

(\*) 以下、同様であるが、一々断わらない。

② 6.16~9.15転居；昭和31年6月16日から9月15日までに、区内の他所から選挙人名簿に記載されている住所へ移転したもの

③ 9.16以後転出；昭和31年9月16日以後昭和32年8月20日(\*)までに、選挙人名簿に記載されている住所から区内の他所へ移転または区外へ転出したもの

(\*) この調査のサンプリングは、昭和32年8月20日の時点で行なわれたものとする。

④ 9.15以前転出；昭和31年9月15日以前に、選挙人名簿に記載されている住所から区内の他所へ移転または区外へ転出したもの

⑤ 9.16以後死亡；昭和31年9月16日以後昭和32年8月20日までに死亡したもの

⑥ 9.16以後職消；昭和31年9月16日以後昭和32年8月20日までに、住民登録上の正規の手続を経ないで移動またはその他の理由により、その所在が確認できないために、区役所当局が職権をもって住民票から消除(\*)したもの

(\*) この手続きを職権消除という。

⑦ 9.15以前職消；昭和31年9月15日以前に職権消除されたもの

⑧ 資格なし；選挙人名簿に登録されるために具備すべき条件(ii)居住条件)を満足していないもの

⑨ 該当者なし；住民票の上で、該当するものを見出すことができなかったもの

これらの中で、①、③および⑤に属するものは、昭和31年12月20日確定の選挙人名簿に登録されるための条件を充足しているから、それらのものに関する限り選挙人名簿は正しく、④、⑦および⑧に属するものは、当該の選挙人名簿に登録されるための条件を欠いているから、それらのものに関する限り選挙人名簿は正しくない。前にも触れたように、東京都区部全体は、居住条件に関連して1つの行政単位と同様に取り扱われるから、②に属するものも当然居住条件を満足することになり、選挙人名簿は正しい。また⑥については、実際は、昭和31年9月15日現在選挙人名簿の上の現住所に居住の事実があったか否かによって、選挙人名簿の正誤が決定する。しかしながら、住民票の立場から考えれば、消除された時点が昭和31年9月16日以後であるから、9月15日現在まで選挙人名簿の上の現住所に居住していたものとみるべきであろうから、それらのものに関しては名簿は正しい。なお、④に属するものについては、異なる2人の調査員による照合の結果であることを考慮すれば、調査員の見落としによるものという理由は弱く、既に移動しているために、その住民票が削除されたと考える方が妥当

と思われる。だが、そうであるとしても、削除された時点が9月15日以前かあるいは以後かによって、選挙人名簿の正否が定まる。もし前者であれば名簿は正しくなく、後者であれば名簿は正しいが、その時点は不明であるから、選挙人名簿の正誤は判定できない。

以上の考察を総括して、選挙人名簿がどの程度に精確であるかを示したものが第3表である。すなわち、選挙人名簿は、住民票に基礎をおいてみた場合、全体として約96%位の精度をもち、この度合は、Z-地区、S-地区あるいはK-地区などいずれの地区でもほぼ一致し、地区の間に有意な差はみられない（有意水準95%。以下同様）。

第3表 選挙人名簿の精度

	Z-地区	S-地区	K-地区	全 区
正	96.3	95.7	95.7	96.0
誤	1.5	2.7	1.5	1.6
正誤不明(⑨)	2.1	1.7	2.8	2.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0
[サンプル数]	[1083]	[375]	[1160]	[2618]

## (2) 住民票について

今度は、住民票から抽出したサンプルについて、選挙人名簿の立場から眺めてみよう。前に述べたように選挙人名簿に登録されるためには、年令および居住の2条件を満たさなければならないが、これらのサンプルはすべて年令条件を（住民票の上で）満足しているから、住民票に記載されている転入年月日に基づいて居住条件を調べ、選挙人名簿の立場から、住民票の正否を考察する。

まず、第4表は、次のような7つのカテゴリーに分類した結果を表示したものである。

① 完全；住民票の上で、昭和31年6月15日以前から引き続き現住所に居所し、かつそのことが選挙人名簿の上で符合したもの

② 6.16～9.15転居；昭和31年6月16日以後9月15日までに、区内の他所から現住所に移転したもので、かつそのことが選挙人名簿の上で符合したもの

③ 6.16以後転入；昭和31年6月16日以後昭和32年8月20日までに区外から転入、または昭和31年9月16日以後昭和32年8月20日までに区内の他所から現住所へ移転してきたもの

④ 職消；昭和32年8月20日以後 Check (II) までに職権消除されたもの

⑤ 資格なし；③に属し、かつ選挙人名簿の上で照合できたもの

⑥ 転出；選挙人名簿の上で、昭和32年中に転出となっていたもの

⑦ 該当者なし；選挙名簿に登録されるための条件を具備していながら、該当するものを見出すことができなかったもの

第4表 住民票からのサンプルの分類

地 区	Z-地区	S-地区	K-地区	全 区
カテゴリー				
① 完 全	82.3	82.3	83.2	82.6
② 6.16～9.15転居	1.2	1.1	0.5	1.0
③ 6.16以後転入	13.6	12.2	10.8	12.3
④ 職 消	0.2	0	0	0.1
⑤ 資 格 な し	0.3	1.1	0.1	0.3
⑥ 転 出	0.2	0	0	0.1
⑦ 該 当 者 な し	2.2	3.4	5.4	3.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0
[サンプル数]	[959]	[326]	[1025]	[2310]

第4表の分類において、①に属するものは、住民票上で選挙人名簿に登録されるための居住条件を充足しているし、実際選挙人名簿に登録されているから、その限りにおいては住民票は正しい。②については、東京都区部全体が、特別区として一つの市町村と同様に扱われることに注意すれば、やはり選挙人名簿に登録されるための条件を満たしており、当然その現住所の所属する選挙人名簿に登録されていてよく、したがって、②に属するものに関して住民票は正しい。また、③の6月16日以後に現住所に移動してきたものは、選挙人名簿の上で該当するものを見出すことができなかったのであるが、区外からのものは勿論、区内の他所から転居したものであっても、名簿が9月15日現在で調整されるという点からみれば、現住所の選挙人名簿に登録されていないがよく、したがって住民票は正しい。

しかし、⑤および⑥は、住民票の立場からみれば、選挙人名簿が正しくないことになるが、選挙人名簿の立場から考えれば、住民票が正しくないことになる。⑦の“該当者なし”については、調査員の見落としや住民票の間違いよりも、事實は選挙人名簿への登録もれによるものが多いであろうと推測されるが(§5, 第13表参照)、選挙人名簿の立場から見れば、⑤および⑥と同様住民票の誤りとなる。

なお④は、Check IIの時点からみれば、サンプルとなり得なかったものであるが、Check Iの時点からみれば、住民票の正否は一がいに判定できない。

第5表 住民票の精度

	Z-地区	S-地区	K-地区	全区
正	97.1	95.6	94.5	95.9
誤	2.7	4.4	5.5	4.0
正誤不明(④)	0.2	0	0	0.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0
[サンプル数]	[959]	[326]	[1025]	[2310]

第5表は、以上の考察に基づき、選挙人名簿の立場よりみた住民票の精度を地区別に示したものである。その表より、住民票の精度は、全区では約96%であり、地区別では、Z-地区とK-地区の間にも僅少の差がみられる。

#### §4. 郵便調査

選挙人名簿および住民票の精度の把握を確実にし、さらに詳しい考察をするために、われわれは郵便調査を実施した。

この調査の対象としたサンプルは、選挙人名簿に関しては、第2表の分類において

- ①に属するものから(調査地点毎に)ランダムに選んだ半数 1100
- ②~④に属するものの全数 406

で、合計1506である。また住民票に関しては、第4表の分類において

- ①に属するものから(調査地点毎に)ランダムに選んだ半数 966
- ②~⑦に属するものの全数 384

で、合計1350である。選挙人名簿および住民票のいずれについても、①に属するものに関しては、その半数しか郵便調査の対象にしなかったのは、それぞれの台帳の登録事項が符合しており、したがって、それらの登録事項は信憑性が高いと考えられることと、コスト節減の2点からである。

さて、郵便調査に使用される郵便の種類および型式には種々なものがあり、調査の内容に応じて、能率的かつ効果的な方法を採用すべきである(\*)。この観点から、われわれは次に示すような様式を採った。調査事項は、現住所・姓名・過去の3時点における住所および生年月日である。そのとき使用したピラおよび調査票(第1回のもの)を参考までに掲げておく(次頁参照)。

(\*) 多賀保志；郵便調査法について、統計数理研究所彙報，第3巻第1号，No.5 (1955年7月) 参照。

	型 式	種 類	内 容 物
第1回	往 開封書	市 内 特 別 郵 便	調査の主旨を説明したビラと質問事項・解答欄を印刷した私製葉書
	復 私製葉書	普通郵便(料金受取人払)	
第2回 (追求)	往 往復葉書	普 通 郵 便	追求調査の主旨を説明し「復信用」に第1回と同じ質問事項・解答欄を印刷したもの
	復	普通郵便(料金受取人払)	

郵便調査の返信状況については、われわれの配慮にも拘らず、第1回の返信率は相当に悪く、返信のあったものは発送数の約 1/4 であり、“返信なし”が半数以上に達した。これはひとえに調査事項が住所歴・生年月日などで、単に内容が興味を引かないのみならず、むしろ私事に関するものであったことに深く関係していることと思われる。(事実、この調査に対して、電話・葉書による問合せが可成りあった。)なお、“持戻り”が 20% 近くあったことは、調査対象の中に移転および住所の不安定と思われるものが、数多く含まれていたからであろう。

そこで、返信率を高めるために、第1回メール発送後1ヶ月を経ってから、第1回において“返信なし”の中から一部(第2表⑤9.16以後死亡)を除外したもの(選挙人名簿からのもの829,住民票からのもの799)に対して、第2回目の調査を行った。第1回と第2回の調査を総合した結果は第6表～第9表の通りである。

昭大明治  
昭和正治

年 月 日

お 願 い

最近、大学や新聞社をはじめ各方面で世論調査がおこなわれるようになりました。只今、私どもの研究所では世論調査法の基礎研究の一つとして、調査対象をえらび出すときの基礎となる台帳がどの位精確であるかを調べております。

ごめんどうのことと存じますが、同封の葉書のお返送の上、「ご返送下さるようお願い申し上げます。(切手をはる必要はありません)

念のために申し上げますが、この調査はあくまで研究のためですから、結果を区役所などへ知らせたり、又他の目的のために使用したりすることは致しません。なお、私どもの研究所は大学の研究所のように、独自の立場で統計の理論と応用を研究しております。

昭和三十二年三月二十八日

文部省統計数理研究所  
東京都港区麻布富士見町一  
電話 (四五) 八二七九

二、左の各々の年月日に、あなたはどこにお住いでしたか。

年 月 日	どこに… (該当する方を○でかこんで下さい)	現住所と違う場合、その住所は… (該当する欄に「お書き下さい」)
昭和三十一年 六月十五日	2、1、現住所と同じ	府都道 区市 郡 村町
昭和三十一年 九月十五日	2、1、現住所と同じ	府都道 区市 郡 村町
昭和三十一年 八月二十日	2、1、現住所と同じ	府都道 区市 郡 村町

三、あなたのお生れになったのはいつですか。

昭大明治 昭和正治	年 月 日
--------------	-------

お名前	現住所
	区 町 番地

第6表 選挙人名簿からのサンプルの返信状況(地区別)

	Z-地区	S-地区	K-地区	全区
返信あり	64.3	47.8	61.6	61.8
返信なし	23.3	30.3	22.2	23.6
持戻り	12.3	21.9	16.2	14.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0

第7表 住民票からのサンプルの返信状況(地区別)

	Z-地区	S-地区	K-地区	全区
返信あり	65.9	41.9	58.7	60.7
返信なし	19.5	40.1	24.9	23.7
持戻り	14.6	17.9	16.3	15.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0

第8表 選挙人名簿からのサンプルの返信状況(カテゴリー別)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	全区
返信あり	67.4	51.6	28.5	42.1	(2)	9.1	(1)	(3)	24.8	61.8
返信なし	23.2	13.5	27.3	14.5	(9)	33.4	(2)	(2)	20.8	23.6
持戻り	9.4	34.8	44.2	43.4	(2)	57.4	(5)	(4)	54.4	14.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0			100.0	100.0
[サンプル数]	[1100]	[43]	[180]	[31]	[13]	[53]	[8]	[9]	[69]	[1506]

第9表 住民票からのサンプルの返信状況(カテゴリー別)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	全区
返信あり	63.5	(8)	45.5	(0)	(4)	(1)	57.9	60.7
返信なし	23.4	(8)	26.0	(2)	(1)	(1)	18.2	23.7
持戻り	13.1	(4)	28.4	(1)	(1)	(0)	23.8	15.6
計	100.0		100.0				100.0	100.0
[サンプル数]	[966]	[20]	[277]	[3]	[6]	[2]	[76]	[1350]

(註) ( ) 内はなまの数を示す。なお第8表において、死亡と判明したものは取り扱いを変更したため、⑥が第2表より多くなっている。以下同様である。

第6表、第7表は、それぞれ選挙人名簿および住民票から抽出したサンプルについての返信状況を地区別に示したもので、23区全体としては、両者の状況は可成りよく一致している。われわれがサンプリングに使用した選挙人名簿と住民票の作成された時点には、約1年間の隔りがあり、したがってその間の住所変更ということに注目すれば、“持戻り”が住民票よりも選挙人名簿からのサンプルの方に多いことが予想されるのであるが、ほぼ同じ割合で起っている。住民票からのサンプルについては、現住所に移転してから比較的日子が浅いものが選挙人名簿の方より多く、そのため郵便配達人の不案内に原因するものもあると考えられるが(第9表③、⑦参照)、全体として“持戻り”が多く表われ過ぎた嫌いはない。これらの事情は、同居人およびそうであろうと推察されるものに対して、調査票の宛先の寄寓方を表記しないものが少なくなかったことにも基因していると思われる(この§の末尾参照)。

これを地区別にみると、選挙人名簿および住民票のいずれにおいても、全体として大体同じ傾向を示し、Z-地区はK-地区より返信状況がやや優れているが、ほぼ同じ状況であるのに反し、S-地区は他の2地区に比べて返信率が非常に悪い。これは、S-地区が他の地区よりも住



込使用人が比較的多く、彼等を含めて一般に商業に従事する人々の、このような調査に対する反応を示しているように思われる。

また第8表および第9表は、それぞれ第2表、第4表のカテゴリー別の返信状況を示したもので、各カテゴリーの属性から考えて、たとえば第8表において、③と④の“返信あり”と“返信なし”の比率がほぼ同じであるように、やや意外な%の現われた所もあるが、総体的にはおおよそ当然と思われる結果がみられる。

参考のために、第7表の“持戻り”の内容を示せば次の通りである。

第10表 “持戻り”の原因別比率

域外転出	転居先不明	該当者なし	計 [サンプル数]
3.3	26.3	70.4	100.0 [306]

なお、一々表示はしないけれども、属性(性別、年齢、同居人か否かなど)と返信状況との関係について触れる。選挙人名簿からのサンプルの場合、性別では、“返信あり”“返信なし”および“持戻り”の割合はあまり変りがない。年齢別では、高年齢層になる程“返信あり”が多く(54~72%)、“持戻り”は逆に高年齢層程少なく(24~5%)、“返信なし”は40, 50才台(30%)が他の年齢層(すべて約20%)に比べて多い。また“返信なし”は同居人であるか否かにはあまり関係がなく(20~27%)、同居人(サンプル数125)および同居人か否か不明のもの(サンプル数248、これは住民票において続柄が明示されていなかったものおよび第2表の⑨“該当者なし”で、前者は同居人が過半を占めると推察される)は、そうでないものに比べて著しく“返信あり”が少なく(それぞれ34%、20%; 68%)、したがって“持戻り”が多い(それぞれ39%、56%; 9%)。これは、郵便調査における調査票の宛先に、寄寓方を表記しないものが少なくなかったことにも原因している。たとえば、同居人で“持戻り”になったものとそうでないものについて、宛先の寄寓方を表記したものの割合は、それぞれ約25%、80%であった。一方、家族構成員でかつ第2表の①“完全”に属するものでも、なお“持戻り”が約9%あったことを強調しておく。なお同居人の殆んどすべては20才台である。

住民票からのサンプルについても、選挙人名簿の場合について上に述べたと同様なことがみられる。たとえば同居人(サンプル数113)についての“返信あり”“返信なし”および“持戻り”の比率は、それぞれ20%、13%、67%であって、“持戻り”が非常に多く、そして同居人について調査票の宛先の寄寓方が表記されたものは極く僅かであった。ここでも同居人の年齢は、その約85%が20才台である。

## §5. サンプリング台帳そのものの誤り

§3. で選挙人名簿および住民票の各台帳について、互いに他の台帳に基づいてその精度を検討した。ここでは、さらに郵便調査の解答すなわち“返信あり”に基づいて、選挙人名簿および住民票そのものの誤りについて調べる。これらの台帳についての誤りには、住所に関する誤りのほか、姓名や生年月日に関する誤りがあるが、ここではもっぱら住所に関して考え、姓名や生年月日に関しては§8. で述べる。われわれは面接調査という観点から検討しているので、住所に関する誤りは重要である。この場合、サンプルに面接することが不可能となり、したがって調査は不能となることが多いと思われるからである。

なお、調査員が台帳から調査事項を調査票へ転記するときの写し違い、およびサンプルの記憶違いから生ずる誤りも含まれていることを注意しておく。

### (1) 選挙人名簿について

ここで選挙人名簿の誤りとは、次に述べるような内容を意味する。

- (i) 名簿に記載されている住所(と同一町内)に居住の事実がないのに、名簿に登録されている。

(ii) 昭和31年9月15日以前に移転している(同町異番地への転居も含む)にも拘わらず、名簿に登録されている(または修正されていない)。

(iii) 名簿に記載されている住所が現実と合致していない(番地が違っている)。

これらの中、(i)に該当するものはどんな原因に基づくか明らかでないが、いずれにしても問題外である。(ii)に該当するものは、訪問調査に際して調査不可能となることが多いであろうが、23区外へ転出したものは§1.で述べた母集団(§6.参照)には含まれていないから、その観点からすれば、調査不可能であっても差支えない。しかし、23区内の他所へ移転したものについてはその限りではない。(iii)の中には、町名までは正しくただ番地のみの正しくないものが多い。したがって、それらのものを訪問調査の対象として考えた場合、たまたま訪ね当てることができて、調査が可能となることもあり得るが、期待は薄い。このことは、(ii)において同町異番地へ転居したのものに対しても云える。

第11表は、選挙人名簿から抽出したサンプルで郵便調査の対象となったものの中、“返信あり”840から一部(解答のあいまいなものなど)を除外したものについて、第2表のカテゴリー別に、上述の意味の誤りの度数を示したものである。各カテゴリーの内容からみて当然の結果ではあるが、①～③では誤りが相対的に少なく、⑥⑧および⑨では多く現われている。そして、全体としての選挙人名簿の誤りは4.4%である。

誤りを地区別に示したのが、第12表である。表から分るように、選挙人名簿の誤りは、Z-地区とK-地区ではほぼ同じ程度(それぞれ5.0%、4.3%)であるが、それらの地区に比べて、S-地区(1.6%)はわずかではあるが少ない。

第11表 選挙人名簿の誤り(カテゴリー別)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	計	
											%
誤り	25 (50)	3	6	4		2	0	2	5	47 (72)	4.4
返信あり	724 (1455)	25	50	11		3	1	3	15	832 (1563)	100.0

(註) ( )内の数値はWeightをつけたものである。以下カテゴリー別の表において①および計の( )内の数値は断りのない限り同様である。

第12表 選挙人名簿の誤り(地区別)

	Z-地区	S-地区	K-地区	全区
誤り (%)	5.0	1.6	4.3	4.4

## (2) 住民票について

住民票についても、誤りの内容は選挙人名簿の場合とほぼ同様で、(1)で述べた(i)～(iii)の中、(ii)が次のようになるだけである。

(ii)'すでに移転しているにも拘わらず、その住民票が削除あるいは修正されないままになっている。

(ii)'については、移転と同時にその届出をしない場合と、届出はされているが、役所の仕事の都合上未だ住民票上の処理がなされていない場合が考えられる。しかしいずれであっても、われわれの立場からは誤りとして取り扱われよう。

なお住民票には、住民となった年月日および以前の住所が記載されていて、その点においても郵便調査の結果と符合しないものがあるが、この誤りは、われわれの立場からは問題とならないので、住民票の誤りの中に含まれない。

第13表は、住民票から抽出したサンプルで郵便調査における“返信あり”781(無答など

一部を除く) について、第4表のカテゴリー別に、住民票の誤りの度数を示したものである。大雑把な比較ではあるが、①③および⑦における誤りの単純な比率を比べてみると、その大小は、ここでもカテゴリーの内容から十分うなづける順序で現われていることが分り、全体としての住民票の誤りは5.2%である。

第13表 住民票の誤り(カテゴリー別)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計	
									%
誤り	29 (58)	0	7	0	1	1	3	41 (70)	5.2
返信あり	604 (1204)	8	120	0	4	1	44	781 (1381)	100.0

第14表 住民票の誤り(地区別)

	Z-地区	S-地区	K-地区	全区
誤り (%)	3.3	7.9	7.0	5.2

また、第14表はその誤りを地区別に示したものであり、その割合は、選挙人名簿の場合とは異り、S-地区とK-地区がほぼ同じ程度(それぞれ7.9%、7.0%)であり、Z-地区(3.3%)が少ない。

## §6. 調査可能性

調査を実施する場合、調査対象集団すなわち母集団を明確に規定しておくことは重要である。東京都区民の世論というような場合、ある時点において東京都区内に居住する満20才以上の、日本人男女の意見の総合を意味することが多いであろう。ここでも、ある時点において面接調査を実施する目的で、選挙人名簿または住民票からサンプルを抽出する場合を考え、調査時点において、東京都23区内に居住する満20才以上の日本人全体をもって、母集団を想定する。

この場合、選挙人名簿または住民票をサンプリング台帳とすることは、それらの台帳に登録されている集団(住民票に関しては、登録されているものの中、満20才以上のもののみを考えることは勿論である。以下同様)を母集団と見做すことになる。しかるに、これらの台帳は上に定めた母集団を完全に表現していないから、この仮の母集団の中には、訪問調査に際して、台帳に記載されている住所に居住の事実がないとか、既に移転しているとか、あるいはその他の理由により、面接が不可能となるようなものが含まれている。ここでは、このような意味における母集団の調査可能性を問題にする。しかし、上に定めた母集団には属するが、選挙人名簿に登録される資格がなかったため、あるいは手続上の理由から、仮の母集団に含まれていないものは除外する。これに関しては§7.で述べる。

また、上に想定した母集団は、普通の意見調査(例えば、新聞社が行う世論調査、統計数理研究所が実施するEF調査・国民性の調査など)の場合で、選挙予想調査のような場合には、当然母集団が異なるから、調査可能性も違ってくる。後者では、選挙人名簿そのものの精度が問題であり、これについては§5.で述べた。ここでは、前者のような場合について考察する。

### (1) 選挙人名簿について

訪問調査の立場から、選挙人名簿についての調査可能性は、調査可能・条件付可能および不能の3つの場合に分けられる。おのおのの内容を詳述すれば次の通りである。

(i) 調査可能；昭和31年12月20日確定の選挙人名簿から抽出されたものの中、昭和32年8月20日までに実施される訪問調査で、調査が可能であると認められるもの。ただし、昭和31年9月16日以後一旦移転し、昭和32年8月20日の時点で再び前と同一の場所に居住し

ているものを含む。なお、これに属するものでも、実際の調査では、一時不在（旅行中・入院など）として調査ができないことはある。

(ii) 条件付可能；昭和31年12月21日以後移転するまでの調査では、調査が可能であり、それ以後の調査では不能であると認められるもの、および名簿に記載されている住所と同一町内異番地に居住しているもの。その他（第17表参照）。

(iii) 調査不能；昭和31年12月20日確定の選挙人名簿から抽出されたものの中、昭和32年8月20日までの調査で、必ず調査が不能になると認められるもの、これは、選挙人名簿に記載されている住所に居住の事実がないとか、長期療養中などの理由による。

第15表は、選挙人名簿からのサンプルの中、郵便調査における“返信あり”について、第2表のカテゴリー別に調査可能性の割合を表示したものであり、第16表はそれを地区別に示したものである。全体として、調査可能の比率は90%強であり、調査不能はおよそ50人に1人の割合で、他が条件付可能(7.0%)である。地区別にみても、これらの比率は3地区ともほぼ一致しており、差異はない。

第15表 選挙人名簿からのサンプルの調査可能性(カテゴリー別)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	計	
											%
調査可能	686 (1379)	22	4	5		1		1	2	721 (1414)	90.9
条件付可能	25 (50)	3	42	2			1	2	12	87 (112)	6.9
調査不能	13 (26)		4	4		2			1	24 (37)	2.2
計	724 (1455)	25	50	11		3	1	3	15	832 (1563)	100.0
カテゴリーの内容からみた調査可能性 [%]	可 能 [85.3]	可 能 [1.7]	条 件 付 [6.7]	不 能 [1.2]	条 件 付 [0.5]	条 件 付 [1.8]	不 能 [0.2]	可 能 [0.3]			[100.0]

第16表 選挙人名簿からのサンプルの調査可能性(地区別)

	Z-地区	S-地区	K-地区	全 区 [サンプル数]
調査可能	91.1	88.5	90.7	90.7(1414)
条件付可能	7.3	7.8	6.5	7.0(112)
調査不能	1.6	3.7	2.8	2.2(37)
計	100.0	100.0	100.0	100.0(1563)

条件付可能に属するものについて、条件付となった原因に従って分析してみると(第17表)、地区別では大きな差異が認められるが、全体としては移転によるものが最も多く、約2/3を占め、次いで住所の番地の違いによるものが多く、両者で殆んど部分を占めている。これらの中移転によるものは、移転の状態が一樣でなく月によって大きな差異があり、特に就職・転勤の時期に当る春季に著しい。したがって、それ以前の調査にはその影響が少ないので、調査可能の比率は4~5%は増大する。これについては§7.でもう少し詳しく述べる。住所の番地の違いによるものに関しては、§5.でも触れたように、調査対象者を訪ね当てることができれば調査可能になるが、その可能性は薄く、調査不可能となることが多いであろう。なお僅かではあるが、昭和31年9月16日以後他区から名簿に記載されている現住所へ転居してきたものがあり、これは現住所へ居住してから以後は、訪問調査が可能となる。

第 17 表 条件付可能の分析

	Z-地区	S-地区	K-地区	全区 [サンプル数]
S. 31. 9. 16～S. 32. 8. 20 移転	47.1	91.8	75.8	61.4
同一町内異番地に居住	34.2	3.9	22.1	27.1
同上かつS. 31. 9. 16 以後移転	7.7	0	1.5	4.8
S. 31. 9. 16 以後現住所へ転居	10.9	4.3	0.5	6.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0 [112]

なお、第 15 表の最下欄は、各カテゴリーの内容から判断した場合の調査可能性を付記したものである。ただし、ここでの調査可能・条件付および不能などの内容は、第 2 表の分類の性質上、前述の調査可能性 (i)～(iii) の内容と多少異なる点もあるが、これによると調査可能は約 87% であり、“返信あり”の分析から得られた % より稍小さい。これは、郵便調査における返信率が余り香しくなかったことと、住民票の不完全さなどにも基因するものと思われる。

次に、郵便調査における“返信あり”と“返信なし”のグループについて、属性（性別、年齢、同居か否か）による分布構造を調べてみると、両グループ間には必ずしも差異がないとは云い難いが、兎に角調査票が配達されたということ（“返信なし”の中には、たとえば対象が同居人であって既に移転しており、調査票が本人に届かなかった場合もあるだろうが）から、調査可能性に関して、仮に同様の分布構造をもち偏りが無いものとする。

“持戻り”については、全体としての比率は 15.6% であり、その中家族構成員でかつ第 2 表の①“完全”に該当するもの (42%) は (昭和 32 年) 8 月 21 日以後郵便調査までの間に移転したと考えられ、したがって 8 月 20 日までの時点では調査可能である。また同居人およびそうであろうと推定されるものからの貢献は 30～40% で、これらのものは一般に家族構成員よりも移動が多いと考えられるから、調査可能性について“返信あり”における結果を適用するよりは、むしろ第 15 表の最下欄の結果を適用する方が妥当と思われる。第 2 表の⑨“該当者なし”に属するものは、8 月 20 日以前に移転したものとみられるから、その大部分のものは条件付可能（但し一部は不能、第 3 表参照）となる。“持戻り”の中、上で触れなかった残りのもの (18～8% で、すべて第 2 表の②～⑧に属する) に対しても第 15 表の最下欄の結果を適用してみる。

結局、調査可能性に関して、“返信なし”は“返信あり”と同様な構造をもつとし、“持戻り”に対しては、⑨“該当者なし”を条件付可能、⑨以外にはすべて第 15 表の最下欄の結果を適用することにする。このとき、全区における“調査可能”“条件付可能”および“調査不能”の割合は、それぞれおよそ 89%、9%、2% になる。これは、調査可能性に関する一つの試算である。

## (2) 住民票について

住民票からのサンプルの調査可能性については、住民票の調整の経緯、すなわち住民に変動があった場合には、その申告に基づいて刻々に修正されることから考えて、§5. に述べた住民票そのものの誤りの中、(i) および (ii') の一部（同町異番地への転居以外）に該当するものが調査不能に当り、(ii') の残りおよび (iii) に属するものが条件付可能に当る。そして、残りはすべて調査可能となる。このとき、全体として調査可能の比率は約 95% であり、条件付可能および調査不能がほぼ同じ割合で、合せて約 5% である。また地区別の調査可能性については、100% に対する住民票の誤り（第 14 表）の % の補数が調査可能であり、したがって、Z-地区 (96.7%) が S-地区 (92.1%)、K-地区 (93.0%) よりわずかに多い。

なお、住民票から抽出したサンプル全体に基づいて、第 4 表の分類の各カテゴリーの内容からみた調査可能性を示せば、第 18 表の通りである。ここで⑦“該当者なし”は、主として選挙人名簿および住民票の不備から生じたものと考えられる。事実郵便調査の結果、サンプル

44の中過半数(26)が選挙人名簿の不備によるものであったことを付加しておく。

第18表 住民票からのサンプルの調査可能性

カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計 [サンプル数]
調査可能性	可 能	可 能	可 能	条 件 付	可 能	条 件 付		
%	82.6	1.0	12.3	0.1	0.3	0.1	3.6	100.0[2310]

## §7. 総括的考察

今までは、選挙人名簿または住民票に登録されたものの範囲内で、すなわち §5. では各台帳そのものの誤りを、また §6. では、各台帳から抽出したサンプルについての郵便調査の結果に基づいて、調査可能性を調べた。ここでは、母集団を前 § の始めに述べたように定義したとき、選挙人名簿および住民票が、訪問調査のためのサンプリング台帳として、どの程度の精度を持つかについて総括的な検討を試みる。

ここで使用した資料は、昭和30年の国勢調査、昭和30~33年の住民票登録者数(東京都統計年鑑による)、選挙人名簿登録者数(東京都選挙管理委員会の基本選挙人名簿登録者数調べによる)、およびわれわれの調査による結果などである。

まず、昭和30年10月1日現在における東京都区部の、国勢調査による人口と住民票登録者数とを比較してみると、その間のズレは非常に小さく、0.36%である(第19表参照)。

第19表 国勢調査人口と住民票登録者数との比較

国勢調査による人口 ( $N_c$ )	住民票登録者数 ( $N_{I_0}$ )	ズレ $\left( \frac{N_c - N_{I_0}}{N_c} \times 100 \right)$
696,9104	694,3916	0.36(%)

国勢調査は非常に信頼度の高いものであるから、その結果は真の人口を表わすものと考え、また住民票登録者数と真の人口とのズレが、他の時点において急激に増大することはないと思われるから、上に述べたことは単に一時点における結果であるが、一般に住民票の精度は同程度に高いものと考えてよいであろう。

上述の国勢調査人口と住民票登録者数とのズレの値は、ズレに寄与する成年者と未成年者の比重を区別しない場合であるが、その比重は、未成年者より成年者の方が遙かに大きいものと思われる。したがって、それが全部成年者に基因しているものとして、満20才以上のみに注目すれば、両者のズレの値は0.59%になる。

(註) 昭和30年10月1日現在の国勢調査によると、東京都区部の人口に対する満20才以上の人口の割合は61.094%である。

つぎに、昭和30~33年について、(基本)選挙人名簿登録者数(船員名簿を除く)と、12月20日現在満20才以上の住民票登録者数とを比較してみると、第20表の通りである。ここで、12月20日現在満20才以上の住民票登録者数は、12月1日および翌年1月1日現在の住民票登録者数から、後者に対する満20才以上のものの比率と日割により、線型補間して得た推定値である。

第 20 表 住民票と選挙人名簿の登録者数の比較

年 度	12月20日現在満20歳以上の 住民票登録者数 ( $N_I'$ )	選挙人名簿登録者数 ( $N_V'$ )	ズレ ( $\frac{N_I' - N_V'}{N_I} \times 100$ )
昭和30年	427,3814	426,1109	0.30 (%)
31	445,4839	443,7391	0.39
32	464,4356	458,2523	1.33
32	483,1816	478,7475	0.92

さて、サンプリング台帳としての選挙人名簿の精度について考察してみよう。記述を簡単にするため、次のようなに記号を定める（月日はいずれも昭和 31 年である）。

$N_V$  ; 12月20日現在において、選挙権取得の条件を満足する真の人口

$N_V'$  ; 選挙人名簿登録者数（第 20 表）

$\varepsilon_V$  ;  $N_V$  と  $N_V'$  との差

$N_I$  ; 12月20日現在満 20 才以上の真の人口

$N_I'$  ; 12月20日現在満 20 才以上の住民票登録者数（第 20 表）

$\varepsilon_I$  ;  $N_I$  と  $N_I'$  との差

$M_0$  ; 9月16日以後12月19日までに区部外へ転出し、12月20日現在満 20 才以上の人口（死亡者は区部外への転出とみなす）

$M_1$  ; 6月16日以後12月19日までに区部外から転入し、12月20日現在満 20 才以上の人口  
このとき、明らかに

$$N_V = N_V' + \varepsilon_V, \quad N_I = N_I' + \varepsilon_I$$

$$N_I - N_V = M_1 - M_0$$

が成立する。したがって、選挙人名簿登録者数と満 20 才以上の住民票登録者数との相対的なズレは

$$\varepsilon = \frac{N_I' - N_V'}{N_I} = \frac{\varepsilon_V - \varepsilon_I}{N_I} + \frac{M_1 - M_0}{N_I}$$

となる。故に選挙人名簿の誤差は

$$\frac{\varepsilon_V}{N_V} \doteq \frac{\varepsilon_V}{N_I} = \varepsilon + \frac{\varepsilon_I}{N_I} - \frac{M_1 - M_0}{N_I} \dots \dots \dots (*)$$

と表現される。前に述べたように、住民票（満 20 才以上について）の誤差は 0.59% であるから

$$\frac{\varepsilon_I}{N_I} = \frac{N_I - N_I'}{N_I} \doteq 0.006$$

であり、第 20 表より  $(N_I' - N_V')/N_I$  は 0.39%（昭和 31 年度）であるから

$$\varepsilon = \frac{N_I' - N_V'}{N_I} \doteq 0.004$$

また、われわれの調査によって得られた資料から推定した結果によれば（第 21 表参照）

$$\frac{M_1}{N_I} \doteq 0.011, \quad \frac{M_0}{N_I} \doteq 0.004$$

であるから、選挙人名簿（昭和 31 年度）の誤差は (\*) よりおよそ 0.003 (0.3%) 位であることが分る。したがって、この誤差は殆んど問題にするには当らない。

しかし乍ら、以上述べたことは、あくまで人数に関する見掛け上のものであって、選挙人名簿に記述されている事項が、真に正しいか否かは別に調べる必要がある。これについては、§ 5. において既に述べた。

さて、東京都区民を対象として、ある時点において訪問調査を実施する目的で、選挙人名簿

からサンプルを抽出する場合を考え、調査時点において、東京都区部に居住する満 20 才以上の日本人をもって母集団を定義する。選挙人名簿は一旦作成されると、選挙がない限り、次年度のものが作成されるまで一年間据え置かれる。そのため、上に定めた母集団と選挙人名簿との間には、さらに

(i) 12月21日以後調査時点までの間において、満 20 才に達する人口

(ii) 6月16日以後調査時点までに区部外から転入し、かつ調査時点において満 20 才に達している人口

(iii) 9月16日以後調査時点までに区部外へ転出し、かつ選挙人名簿に登録されている人口

によるズレを生ずる。(i) および (ii) は母集団に属しているにも拘らず、サンプリング台帳(選挙人名簿)に記載されていないために、最初から調査対象として無視される人口であり、(iii) は調査対象として該当していないのにも拘らず、台帳に登録されているために、見掛け上母集団の中に包含されている人口である。

これらの人口は、調査が何時行なわれるかによって異なり、選挙人名簿作成時と、調査時点との時間的隔りが大きければ大きい程増大する。これらを母集団に対する比率(%)で表示すれば、およそ第 21 表の通りである。

(i) または (ii) に該当するものがサンプルとなることはないが、(iii) に該当するものはサンプルとなり得るわけで、このサンプルは、訪問調査において“移転”“死亡”あるいは“該当者なし”などとして調査不能となるであろう。

第 21 表 満 20 歳に達する人口および転出入人口の割合(%)

調査時点	(昭和31年 8月末日)	(11月末日)	(12月20日)	昭和32年 2月末日	5月末日	8月末日
(i) 12月21日以後満20 歳に達する人口	—	—	0.0	0.9	1.9	2.7
(ii) 6月16日以後転入 人口	0.1	1.0	1.1	1.5	2.8	3.8
(i) + (ii)	0.1	1.0	1.1	2.4	4.7	6.5
(iii) 9月16日以後転出 人口	—	0.2	0.4	0.8	1.7	2.2

(註) (i) は選挙人名簿から抽出したサンプル中、満 20~25 才のものから推算した % であり、(ii)、(iii) はそれぞれ第 4 表の 카테고리 ③、第 2 表の 카테고리 ③ から推算した % である。

選挙人名簿作成時より調査時点までの間における区部内の転居者、すなわち選挙人名簿に登録されているもので、当期間に区部内のある地点から他の地点へ転居したものについては、それらはわれわれの定めた母集団に包含されているし、一方東京都区部のある選挙人名簿に登録されているから、全体としてそれによるズレはない。しかし、これを訪問調査からみると、そのような人口は、選挙人名簿に記載されている住所と現住所とが異っているため、“移転”あるいは“該当者なし”として調査不能となることが多いであろう。

(註) 訪問調査では、通常移転者の移転先について番地まで詳しく確認できることは少ないし、たとえ確認できたとしても、費用の制約や調査員の負担を考慮して、同一町内以外へ移転したサンプルは追求しないことを原則としている。

これらの区部内移転者を時期別に表示すれば、第 22 表の通りである。



第 22 表 区部内転居者の割合(%)

	(昭和31年 8月末日)	(11月末日)	(12月20日)	昭和32年 2月末日	5月末日	8月末日
9月16日以後 転居人口	—	0.5	0.7	1.2	3.4	4.8

(註) これは第 2 表のカテゴリー③から推算した % である。

つぎに、選挙人名簿には登録されているが、住民票の上では職権によって消除されている場合である。これは恐らく、移転の際住民登録法による正規の手続きをふまなかったため、管理役所においてその動静を把握することができず、職権により住民票から抹消したものと思われる。このような人口は約 2.0% (第 2 表参照) であるが、これに該当するものは、訪問調査において、やはり“該当者なし”あるいは“移転”という結果になるだろう。しかしこの人口については、区部外への転出であるのか、あるいは区部内の転居であるのかを区別する手掛りはないし、また何時移転したかを知る術もない。したがって、これらがわれわれの母集団に所属するか否かを、明確に判断することは不可能である。事実この 2% に当たる 61 サンプルの郵便調査の結果は、返信のあったもの僅か 4 通、返信のなかったもの 21 通、残りの 36 通は“持戻り”であった。

終りに、住民票をサンプリング台帳とする場合を考えてみよう。住所の変更または出生・死亡などの変動があったならば、それは当該の管理役所に申告され、速やかに住民票上の変更がなされる筈である。もちろん、諸々の手続上の都合により、住民の変動と住民票上の変更との間には、多少の時間的な差の生ずることは免かれまいであろうが、これに基因するズレは僅少であろうと思われる。したがって、住民票をサンプリングの台帳とするときのズレとしては、今述べたズレと既に述べた 2 つのズレ、すなわち母集団との間の絶対的なズレ (約 0.6%, 第 19 表参照) および住民票上の記述の間違いによるズレ (約 5%, § 5. 参照) などが考えられる。

なお選挙人名簿および住民票のいずれの場合にも、実際の問題として、サンプリングを行う時点と調査時点との時差に基づくズレも考えられるが、これは、その時差を小さくすることにより可成り減少させ得るから、問題にはならないだろう。

## § 8. 姓名・生年月日の誤り

こゝでは、サンプリング台帳における姓名および生年月日の誤りについて述べる。

第 23 表と第 24 表は、それぞれ選挙人名簿、住民票について、郵便調査の結果に基づいて、姓名および生年月日の誤りをおのおの 3 階級 (正しい、僅かな誤り、大きな誤り) に分類し、それらをクロスさせて表示したものである。ここでも、誤りの中には、調査員が選挙人名簿または住民票から、必要事項を転写するときの誤写も含まれていることを注意する。

第 23 表 選挙人名簿における姓名・生年月日の誤り

姓名 生年月日	正しい	僅かな誤り	大きな誤り	計
	正しい	77.0	4.9	2.0
僅かな誤り	6.5	0.3	0.3	7.0
大きな誤り	8.0	1.0	0.1	9.1
計	91.5	6.1	2.4	100.0 (1563)

姓名および生年月日の誤りに対する 3 階級の内訳は、次の通りである。

### a) 姓名について

正しい；選挙人名簿または住民票に記載されている姓名と、郵便調査の結果が合致したもの。

僅かな誤り； 両者の読み方が類似しているもの\*).

たとえば ○○と○○子, ○江と○枝, ツキとツギ, 片仮名と平仮名.

大きな誤り； 両者の読み方が異なるもの.

たとえば 姓……本原と木原, 長谷と長谷川

名……きくとさく, 得子と待子, 新六と新大

\* ) これは、むしろ習慣として故意にそのようにしている場合もあると思われるが、誤りとして扱った。

(b) 生年月日について

正しい； 選挙人名簿または住民票に記載されている生年月日と、郵便調査の結果が合致したものの、

僅かな誤り； 両者の日の数字のみが異なるもの.

大きな誤り； 両者の年号または年月の数字が異なるもの.

第24表 住民票における姓名・生年月日の誤り

姓名 生年月日	正しい	僅かな誤り	大きな誤り	計
正しい	79.4	3.5	1.7	84.6
僅かな誤り	6.6	0.7	0.2	7.5
大きな誤り	6.4	1.0	0.4	7.9
計	92.4	5.3	2.4	100.0 (1381)

表から分るように、姓名や生年月日に関する誤りは、必ずしも少なくない。特に姓名より生年月日の誤りが多い。しかし、これらの誤りは、選挙人名簿または住民票をサンプリング台帳として用い、それから抽出したサンプルを対象に行う訪問調査に対して、大きな影響を及ぼすことはないであろう。

姓名または生年月日の少なくとも一方に、高々“僅かな誤り”がある場合は、選挙人名簿、住民票のいずれにおいても約90%であるが、訪問調査の立場からみて、これらは全く問題はない。“大きな誤り”のある場合でも、それが姓名または生年月日のいずれか一方であるならば、“正しい”方でチェックすることにより、サンプル本人を間違いなく確認することができると思われる。ただ姓についての誤りは注意を要する。そのために、サンプル本人を訪ね当てることのできないかも知れないからである。しかし、その割合は非常に少なく、この調査においては2,3に過ぎない。名についての誤りは、上に例示したように、全く別名になっていることはなく、読み方または字画の類似した字による僅かの違いのものがすべてである。

生年月日については、年号の違いと年月日の違いがみられるが、後者に関しては年月日の数字のいずれか一つが違っているものが、殆んど全部である。

なお、姓名および生年月日の双方に“大きな誤り”がある場合には、困る事態の起ることも予想されるが、その割合は極く僅かであるから、調査結果に対する全体への影響からみれば、問題にする程ではない。

終りに、生年月日を、たとえば調査員のインチキをチェックするために利用するような場合には、その誤りが少なくないことからみて、多少の注意を要するだろう。

## §9. あとがき

今までは、もっぱら、ある時点において、東京都区部に居住する満20才以上のものを対象にして、一般の世論についての訪問調査をする目的で、選挙人名簿(12月20日確定のもの)または住民票をサンプリング台帳として使用する立場から考察してきた。

しかし選挙人名簿については、衆参議員や知事の選挙が行なわれる年には、その選挙が行なわれる前のある時点において、名簿の整備がなされ、補充名簿が作成されるから、それ以後の

選挙人名簿をサンプリング台帳とする調査においては、移転に基づく条件付調査可能のもの、および区外からの転入であるために初めから母集団より除外されるものなどは減少し、われわれが想定した母集団との間のズレは、相当に減少することになる。

さて、調査の目的が異なれば、調査対象としての母集団が変り、今まで誤りとして指摘した事柄が誤りでない場合があることは当然である。たとえば選挙予想調査について考えてみると、この調査では、その選挙における有権者のみが調査の対象になるであろうし、また選挙の前に選挙人名簿の整備がなされ、サンプリングに当ってそれらの名簿が使用できるならば、問題となるのは、主として選挙人名簿の誤りそのものである。この誤りについても、名簿の整備に当ってそれが有権者に縦覧され、誤りが指摘修正される可能性があるから、選挙人名簿と選挙予想調査における母集団とのズレは、可成り小さくなるものと予想される。ただ実際問題として、この種の調査では、調査のスケジュールの都合その他により、12月20日確定の名簿を使用せざるを得ないのではないかと思われる。このときは、名簿そのものの誤りのほかに、今まで述べて来たような種々のズレが関係することになる。

この報告は、旧来の選挙人名簿および住民票について調べた結果である。しかし、最近選挙法の改正に伴って、永久選挙人名簿が実現化されることと思われる。そのようになれば、選挙人名簿の正確さも増大し、したがって、そのサンプリング台帳としての価値も一段と高くなるであろう。

最後に、この報告をまとめるまでには、非常に多くの方々の御協力をいただいた。とくに、調査の企画に対しては西平重喜、鈴木達三両氏に、調査の具体的な準備、ヒールド・ワーク、集計などに対しては、西鳥羽(吉嶺)一子さん、瀬戸衣子さん、高倉節子さん……等々。ここに記して、これらの方々に謝意を表します。

茨城大学理学部